

羽幌町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
羽幌町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年(2025年)6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

本町教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進める。

なお、本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、平成30年に「羽幌町立学校における働き方改革の実施計画」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、出勤簿の押印廃止や部活動の地域展開など、様々な取組を実施してきた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

校種	一人あたり月平均	月45時間以下の人数	月45時間超の人数
小学校	月34.8時間	24人	7人
中学校	月44.0時間	18人	11人
高等学校	月6.8時間	10人	0人

令和6年度における教職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間は、すべての校種で45時間以内に収まっているが、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が45時間以上となっている教育職員が一定数見られることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

- (1) 教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- (2) 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【R6：12日】
- (3) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【R6：14.5%】
- (4) 教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とし、羽幌町教育委員会及び各学校が緊密に連携・協力しながら、目標達成に向けて取り組むものとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進することとする。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、保護者や地域住民等が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。また、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、必要に応じて公会計化を実施する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

首長部局との連携により、学校が弁護士等の専門家を活用して当該苦情等に対応できる体制の構築を検討する。

⑤地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

各種地域と学校が協働で行う業務に係る連絡調整等について、適切に連携・分担することができるよう、地域や保護者の理解の促進に努める。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

学校に回答を求める調査等については、教育職員の専門性に深く関わるもの等、真に学校からの回答が必要なものを精査し、文書量の縮減に努める。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

当該業務を学校において行う場合は、首町部局と連携した中で必要に応じて教育委員会が支援する。

③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

首町部局と連携の下で、教育委員会の職員が中心となって行いつつ、各校の実情に応じ、民間事業者への委託を検討する。

④学校プールや体育館等の施設・設備の管理

地域開放に伴う学校プールや体育館等の施設管理業務については、教育委員会により実施するものとし、教職員における対応は行わないものとする。

⑤校舎の開錠・施錠

機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備を導入するなど、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮

休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑦校内清掃

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑧部活動

部活動の地域展開については、本町の実情を踏まえ、関係機関及び地域団体等と連携しながら、持続可能な体制の構築に向けて組織的に推進する。

なお、すべての部活動の地域展開が実現するまで間は、特定の教員に部活動指導業務が集中することのないよう、部活動指導員の配置などにより、負担の平準化や軽減を図るよう促す。

⑨学校事務補助・施設管理業務

公務補や事務員の配置の無い学校については、当該業務の外部委託を推進し、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境を整備する。

⑩学校運営支援業務

各種支援員等の外部人材の配置を推進し、教職員の業務負担の軽減及び学校体制の強化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応

給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を

踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

②授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する学習支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

③学校行事の準備・運営

各種学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教育委員会との連携を図るとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

④支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を継続するとともに、これらの人材と教職員との協働・連携を促進する。

(2) 業務の3分類以外の取組

ア 研修・会議の精選・見直し

教育職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教育職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。

イ 教頭の業務縮減

学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

(3) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、羽幌町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。